

役員等に対する報酬等に関する規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、公益社団法人希望会(以下、「本会」という。)の定款第 19 条の規定に基づき、役員等の報酬等及び費用に関し必要な事項を定めることを目的とし、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下、「一般法人法」という。)並びに公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(以下「公益認定法」という。)の規定に照らし、透明性及び妥当性の確保を図ることとする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、社員総会で選任された役員のうち、本会を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤役員とは、常勤役員以外の者をいう。
- (4) 報酬等とは、公益認定法第 5 条第 13 号で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であって、その名称の如何を問わず、費用とは明確に区分されるものとする。
- (5) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、通勤費、旅費(宿泊費含む)、手数料等の経費であって、報酬等とは明確に区分されるものとする。

(報酬の支給)

第3条 本会は、役員等の職務執行の対価として報酬を支給することができる。

- 2 常勤役員等の報酬は月額とし、非常勤役員等に対しては理事会出席等、必要の都度、定額の報酬を支払うことができる。
- 3 常勤役員には、毎年6月及び12月に、役員賞与を支給することができる。
- 4 常勤役員等の退職に当たっては、当該役員等の任期に応じ退職手当を支給することができる。

(報酬等の額の決定)

第4条 本会の常勤理事等の報酬月額は別表第1「常勤役員等の報酬月額表」のとおりとし、常勤理事等の報酬月額は別表第1「常勤役員等の報酬月額表」のうちから、代表理事等が理事会の承認を得て、決めるものとする。

- 2 本会の常勤監事の報酬月額は別表第1「常勤役員の報酬月額表」のとおりとし、常勤監事の報酬月額は、別表第1「常勤役員の報酬月額表」のうちから、社員総会が決議しない場合においては、監事の協議によって定めるものとする。
- 3 非常勤役員に対する報酬は別表第2「非常勤役員の報酬」に定める定額(金額)とする。
- 4 常勤役員に対する役員賞与の総額は別表第3「常勤役員賞与」に定める算式により算出される額とする。
- 5 常勤役員に対する退職手当は、別表第4「常勤役員退職手当の算出要領」に定める算式により算出される額とする。
- 6 退職金は、役員として円満に勤務し、かつ辞任又は死亡により退任した者に支給するものとし、死亡により退任した者については、その遺族に支払うものとする。

(報酬の支給日)

第5条 報酬は、月額をもって支給するものとし、毎月一定の定まった日(その日が休日に当たるときは、その前日以前の営業日。)を支給日とする。なお、非常勤役員に対しては、必要の都度支払うことができる。

(報酬等の支給方法)

第6条 報酬等は通貨をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

- 2 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申出のあった立替金、積立金等を控除して支給する。

(通勤費)

第7条 役員には、その通勤の実態に応じ、通勤費を支給する。

(費用)

第8条 本会は、役員がその職務の執行に当たって負担し、又は負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また、前払いを要するものについては事前に支払うものとする。

(公表)

第9条 本協会は、この規程をもって、公益法人認定法第20条第1項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第10条 この規程の改廃は、社員総会の決議を経て行う。

(補則)

第11条 この規程の実施に関し必要な事項は、会長が別に定める。

別表第1 常勤役員の報酬月額表

号	報酬月額
1	300,000円
2	350,000円
3	400,000円
4	450,000円
5	500,000円
6	550,000円
7	600,000円
8	700,000円
9	800,000円
10	900,000円
11	1,000,000円
12	1,100,000円
13	1,200,000円
14	1,300,000円
15	1,400,000円
16	1,500,000円
17	1,600,000円
18	1,700,000円
19	1,800,000円

別表第2 非常勤役員の報酬

理事会出席等、必要の都度、一人一律1万5千円以内

別表第3 常勤役員賞与

基準日在職の常勤役員の報酬月額×係数

係数は代表理事が理事会の承認を得て、定めた係数とする。

別表第4 常勤役員退職手当の算出要領

(算出数式) 退職時の報酬月額×在職年数